

# 財団法人日本花普及センター常勤役員退職手当規程

## 第1 退職手当

- 1 退職手当は、財団法人日本花普及センターの常勤役員（以下「役員」という。）が退職した場合に支給する。
- 2 退職手当の額は、在職1月につき退職の日におけるその者の報酬月額に1700分の240を乗じて得た額とする。

## 第2 在職期間の計算等

- 1 在職期間の日数の計算については、就任の日から起算した暦にしたがって計算するものとし、1月に満たない端数が生じたときは、1月とする。
- 2 役員が任期満了の日又はその翌日において再び同一の役員に就任したときは、引き続き在職したものとみなす。
- 3 役員が任期満了の日以前において役職を異にする役員に就任したときは、その者の退職手当の支給についてはその就任の日の前日に退職したものとみなす。

## 第3 退職手当の支給

退職手当は、法令等によりその退職手当から控除すべき額を控除し、その残額を直接本人に、本人が死亡したときは、その遺族に支給する。

## 第4 遺族の範囲及び順位

- 1 第3に規定する遺族の範囲は、次の各号に掲げる者とする。
  - (1) 配偶者（婚姻の届出をしないが役員の死亡当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
  - (2) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で、役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持し、又は生計を共にしていた者
  - (3) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹で前号に該当しない者
- 2 前項各号に掲げる者が退職手当を受ける順位は、同項各号の順位により、間項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。
- 3 退職手当の支給を受けるべき遺族のうち、同順位の者が2人以上あるときは、その人数によって等分して支給する。

## 第5 端数の処理

この規程の定めるところによる退職金及び弔慰金の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

## 第6 その他

第1から第5までに定めるもののほか、役員退職手当の支給に関し必要な事項については、会長が別にこれを定める。

付 則

この内規は、平成4年6月23日から適用する。

この内規の変更は、平成16年4月1日から適用する。